

**奄美市名瀬地区自家用有償旅客運送運行委託業務
公募型プロポーザル実施要領**

**令和 8 年 8 月
奄美市**

奄美市名瀬地区自家用有償旅客運送運行委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、奄美市名瀬地区自家用有償旅客運送運行委託業務の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

業務名	奄美市名瀬地区自家用有償旅客運送運行委託業務
業務内容	別添「奄美市名瀬地区自家用有償旅客運送運行委託業務仕様書」のとおり
委託期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。
提案上限額	3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
選定方法	書類審査のみ（プレゼンテーションは実施しない。）

※見積額が上限額を超える提案は失格とする。

※本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

3 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務を確実に履行できる組織、人員、車両及び管理体制を有すること。
- (2) 運転乗務員は、第2種免許保持者又は第1種免許保持者で国土交通大臣が認定した交通空白地有償運送等運転者講習を受講した者（契約締結後、運行開始までに受講する者を含む。）とする。
なお、受講予定者に係る講習受講料は、3名を上限として市が負担するものとする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 奄美市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 市税等（申請日時点で納期が到来している税目）に滞納がないこと。
- (6) 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと。
- (7) 奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人でないこと。
- (8) 共同事業体により参加する場合は、次のとおりとする。
 - ア 代表事業者を定め、構成員の役割分担を明確にすること。
 - イ 参加申込書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が認めたときはこの限りではない。
 - ウ 同一構成員が他の提案者として重複参加することはできない。
 - エ 各構成員は上記（1）から（7）の要件を満たすものとする。
 - オ 共同事業体の代表事業者は、構成事業者の同意書を提出すること。様式は任意とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限を過ぎた場合
- (4) 提案上限額を超える見積りを提出した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

5 実施スケジュール（予定）

	項 目	日 程
1	実施要領の公募開始	令和8年8月6日（木）
2	質問書の提出期限	令和8年8月12日（水）正午まで
3	質問書の回答	令和8年8月13日（木）
4	参加申込書類の提出期限	令和8年8月19日（水）午後3時まで
5	書類審査	令和8年8月下旬
6	審査結果通知	令和8年8月下旬

6 質問及び回答

本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式4）により、13に記載する担当部署へ電子メールで提出し、メール送信後は必ず電話により到着確認を行うこと。口頭による質問は受け付けない。

回答は、質問者名を伏せて奄美市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の提出

本業務への参加を希望する者は、8に記載する提出書類を持参、郵送（下記止め郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより、13に記載する担当部署へ期限までに提出すること。

電子メールの場合は PDF 形式とし、メール送信後は必ず電話により到着確認を行うこと。

8 提出書類

	書 類	備 考
1	参加申込書（様式1）	1部
2	運営体制確認書（様式2）	1部
3	見積書・見積内訳書（様式3）	1部

※ 登記事項証明書、納税証明書等は、受託候補者に選定された者へ別途提出を求める。

9 審査方法

提出書類により、次の項目を総合的に審査し、最も評価の高い者を受託候補者として選定する。企画提案及びプレゼンテーションは求めない。

評価項目	主な確認内容	配 点
運行体制	運転者、車両、予約受付及び代替体制	40
安全管理	運行・整備管理、事故・災害時の対応、保険	20
組織体制	事業者の安定性、責任者及び連絡体制	20
価格	提案上限額内での見積額及び積算の妥当性	20

※同点の場合は、「運行体制」「安全管理」の順に得点が高い者を上位とする。

※応募者が1社の場合も審査を行い、適切に履行できると認めた場合は受託候補者として選定できる。

10 審査結果

審査結果は、すべての応募者に書面又は電子メールで通知するとともに、受託候補者名を市ホームページに掲載する。審査内容及び結果に関する異議申立ては受け付けない。

11 契約

市は、受託候補者と仕様及び見積内容を確認した上で契約を締結する。協議が整わない場合は、次順位者と協議することができる。

12 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 必要に応じて、提出内容について照会又は追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 本要領に定めのない事項は、市が別に定める。

13 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

奄美市商工観光情報部商工政策課商工振興係 担当：有川

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

電話：0997-52-1111（内線 5302） FAX：0997-52-1359

電子メール：shosui@city.amami.lg.jp